

船舶検査証書

第2-18号

船種及び船名 汽船 第二十八大業丸	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第235-38247号	船籍港又は定係港 長崎県佐世保市
総トン数又は船艀の長さ 19 トン (15.36メートル)	用 途 引船兼押船兼作業船	船舶所有者 大坪建設株式会社

航行区域又は従業制限

(国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)

沿海区域

- ただし、
- (1) 佐賀県唐津市女瀬鼻から長崎県壱岐島印通寺港沖防波堤灯台まで引いた線、同島西端から27.0度に引いた線、同県中通島北端から20度に引いた線、同島福見崎から13.5度に引いた線、同県長崎市太瀬鼻から20.0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域における九州、長崎県壱岐島、同県の山大島、同県生月島、同県江ノ島及び同県中通島の各海岸及び平水区域の境界から1.0海里以内の水域、
 - (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、
 - (3) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

最大とう載人員	旅 客	作業船の場合	0人	その他の場合	7人
	船 員	作業船の場合	3人	その他の場合	3人
	その他の乗船者	作業船の場合	7人	その他の場合	0人
	計	作業船の場合	10人	その他の場合	10人

制限汽圧	
------	--

その他の航行上の条件	船舶安全法施行規則第2条第2項第3号ロからチに掲げるバーンと結合して一体となって航行することを禁ずる。 (同規則第13条の6のただし書きの規定の適用を受ける場合を除く。)
------------	--

有効期間	令和10年 2月17日 まで
------	----------------

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和 4年 1月13日 (長崎)

日本小型船舶検査機構

